

建設現場における快適トイレ設置の試行要領

1. 目的

この要領は、建設現場を誰もが働きやすい環境とする取組の一環として、快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という）を設置し、現場環境の改善を図ることを目的とする。

2. 対象工事

神奈川県県土整備局が発注する土木工事並びに営繕工事において、「快適トイレの設置の試行に関する特記仕様書」が添付されている工事を対象とする。

3. 「快適トイレ」の内容及び仕様等

受注者は、建設現場に以下の（１）～（１１）の必須項目を備えたトイレを設置するものとし、備えていないトイレは、「快適トイレ」として扱わないこととする。

（１２）～（１７）については、さらに快適に使用出来ると思われる推奨項目であり、必須ではない。※各項目のイメージについては、国土交通省資料を参照

【標準仕様及び付属品】：必須項目

- （１）洋式便座
- （２）水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）
- （４）容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- （５）照明設備（電源がなくても可）
- （６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場機能（耐荷重 5 kg 以上）
- （７）建設現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- （９）サンタリーボックス
- （１０）鏡付きの洗面台
- （１１）便座除菌シート等の衛生用品

【推奨する仕様及び付属品】：推奨項目

- （１２）室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
- （１３）擬音装置
- （１４）着替え台（フィッティングボード等）
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）窓など室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

4. 適用範囲

現場作業員用のトイレとして、原則、現場付近に設置する場合に適用するものとし、現場事務所内に設置するトイレには適用しない。

5. 実施の流れ

- (1) 受注者は、「快適トイレ」を設置する場合は、事前に「快適トイレ実施計画（施工計画書添付用）」（様式1）を施工計画書に添付して提出する。
- (2) 監督職員は、3.「快適トイレ」の内容及び仕様等で定めた【標準仕様及び付属品】について、「快適トイレチェックシート」（様式2）に基づき、原則として目視で確認する。これによりがたい場合は、内容が確認できる資料を監督職員に提出し、確認できた場合に費用計上の対象とする。
- (3) 受注者は、「快適トイレ」の設置期間が確定した場合は、「快適トイレ報告書」（様式3）を監督員に提出する。

6. 設置費用等

- (1) 「快適トイレ」に要する費用は、賃料のみを対象とし、実績に基づく共通仮設費の積み上げ計上として、設計変更で対応するものとする。
- (2) 計上する費用は、実際にかかった1基・月当たりの費用から10,000円/基・月（共通仮設費率で計上されている従来品相当額）を差し引き、57,000円/基・月を上限額とする。
- (3) ハウス型等の一体型の男女別トイレについては、入口が男女別になっている場合限り、1ハウスで114,000円/基・月を計上できるものとする。
- (4) 「快適トイレ」の設置期間は月単位とし、1か月未満の端日数分については、30日/月にて除した値に小数点以下第2位を四捨五入して1位止めで計算する。
- (5) 「快適トイレ」の運搬・設置費等は共通仮設費の率分に含むものとし、別途計上は行わない。

7. その他

- (1) 「快適トイレ」を設置することによる工事成績評定の評価は行わない。
- (2) 疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。
- (3) 女性用の「快適トイレ」を設置する際は、以下に配慮することとする。
 - 原則：女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置する事を標準とする。
 - 全般：女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。
 - 設置位置：女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。
 - 動線の配慮：男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。
 - ドアの向き：女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。
 - 照明：窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。
 - 室温：トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。
 - 性別の徹底：混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から適用する。

この要領は、令和8年7月1日から適用する。